

第11回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時00分

開催場所

東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン 22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋
ホール22C

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する事後交付型
株式報酬制度改定の件

議決権行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時30分まで

目次

第11回定時株主総会 招集ご通知
株主総会参考書類

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する事後交付型
株式報酬制度改定の件

事業報告
計算書類
監査報告書

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様のご来場につきましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、慎重にご判断いただき、インターネット又は書面による事前の議決権行使をご活用ください。
株主総会ご出席者へのお土産、軽食、製品の展示・販売会は実施いたしません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

サークレイス株式会社

証券コード：5029

証券コード5029
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

株主各位

東京都中央区京橋1丁目11番1号
サークレイス株式会社
代表取締役社長 佐藤 潤

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、法令及び当社定款第15条の定めにより、株主総会参考書類等の内容である情報(以下「電子提供措置事項」といいます。)について電子提供措置を実施しており、インターネット上の下記ウェブサイト「第11回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下当社ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.circlace.com/ir/meeting>



また、当日ご出席願えない場合は、事前に書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」(3頁)にしたがいまして、**2023年6月26日(月)午後5時30分(必着)**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月27日(火) 午前10時00分
2. 場 所 東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン 22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22C

3. 株主総会の目的事項

【報告事項】

第11期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬制度改定の件

- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時
(受付開始：午前9時)

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。



インターネット等による議決権行使

▶ 詳細な議決権行使方法は次ページに記載しています。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時30分まで

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権
行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時30分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



QRコードを読み取る方法

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

スマートフォンでの議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**となります
同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



議決権行使書用紙

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

！ ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

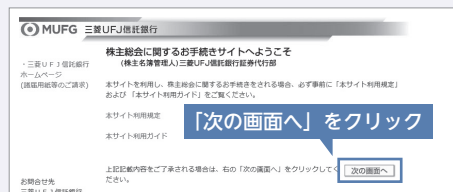
議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

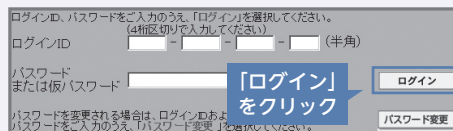
0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第 1 号議案

取締役 6 名選任の件

取締役全員（7 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会 出席状況
1	佐藤 司 重 任	取締役会長 指名委員 報酬委員	14 回 / 14 回
2	佐藤 潤 重 任	代表取締役社長 指名委員	14 回 / 14 回
3	中尾 慎太郎 重 任	取締役	13 回 / 14 回
4	シェイマス・マツキュー 重 任	取締役	13 回 / 14 回
5	庄司 哲也 重 任	取締役 指名委員 報酬委員	14 回 / 14 回
6	松永 達也 新 任		-

候補者番号

1

佐藤 司

(1970年5月15日生)

取締役在任年数：10年 *本総会終結時

重 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997 年 2月	Ernst & Young LL 入社
2000 年 1月	同社退社
2000 年 2月	Pasona International Inc. (現 Pasona NA Inc.) 入社
2000 年11月	同社代表取締役社長
2007 年12月	(株)パソナグループ常務執行役員 国際業務室長
2009 年12月	(株)パソナ取締役副社長
2011 年 8月	(株)パソナ代表取締役社長COO
2012 年11月	当社代表取締役
2017 年 8月	(株)パソナグループ副社長執行役員
2018 年 6月	当社代表取締役退任
2018 年 7月	当社取締役会長（現任）
2018 年 8月	(株)パソナ退社
2018 年 9月	(株)パソナグループ退社 トライコー(株)代表取締役（現任）
2022 年 2月	当社報酬委員（現任）、指名委員（現任）

■ 所有する当社の普通株式 125,000株

（取締役候補者とした理由）

内外における豊富な経営経験を有し、当社設立後も代表取締役や取締役会長として当社の成長を牽引してまいりました。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上のため、引き続きその経営手腕と優れたリーダーシップを発揮することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

佐藤 潤

(1969年1月17日生)

取締役在任年数：7年 *本総会終結時

重 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 4月	(株)京樽 入社
1994年 3月	佐川急便(株) 入社
1996年 5月	(株)ジャストシステム 入社
1998年 2月	SAPジャパン(株) 入社
2010年 5月	アクセンチュア(株) 入社
2014年 9月	株式会社パソナテキーラ（現サークレイス株式会社）
2015年 7月	同執行役員 営業本部長
2016年 6月	当社取締役社長
2019年 1月	当社代表取締役社長（現任）
2022年 2月	当社指名委員（現任）

■ 所有する当社の普通株式 75,000株

（取締役候補者とした理由）

デジタル分野での豊富な知見と経験を有し、当社入社後は、営業の責任者となったのち、取締役社長、代表取締役社長として当社の成長を牽引してまいりました。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上のため、引き続きその経営手腕と優れたリーダーシップを発揮することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

中尾 慎太郎

(1974年9月11日生)
社外取締役候補者

取締役在任年数：3年 *本総会終結時

重 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 4月	(株)パソナ 入社
2009年 3月	(株)パソナドゥタンク取締役執行役員事業部長
2010年 2月	同社代表取締役社長
2012年 5月	ビーウィズ(株)取締役
2013年 8月	(株)パソナ取締役執行役員
2013年 9月	(株)パソナドゥタンク退任（(株)パソナに吸収合併）
2015年 4月	パソナ・パナソニックビジネスサービス(株)取締役（現任）
2015年 8月	(株)パソナ取締役常務執行役員
2016年 4月	(株)パソナOGXA取締役
2016年 8月	(株)パソナグループ取締役
2017年 8月	同社常務執行役員（現任）
2018年 4月	長崎ダイヤモンドスタッフ(株)取締役
2018年 6月	(株)パソナマスターズ取締役（現任）
2018年 8月	(株)パソナ代表取締役社長（現任）
2019年 4月	(株)HIPUS 社外取締役（現任）
2019年 6月	一般社団法人日本人材派遣協会理事（現任）
	(株)パソナ顧問ネットワーク取締役
2020年 6月	(株)パソナHS取締役（現任）
	当社取締役（現任）
2021年 3月	(株)パソナJOBHUB取締役（現任）
2021年 4月	(株)More-Selections取締役（現任）
2021年 8月	(株)パソナテック取締役
2021年 9月	(株)パソナナレッジパートナー取締役（現任）
	(株)パソナ知財信託取締役（現任）
2021年11月	(株)Vitaars 社外取締役（現任）（2023年3月21日にて(株)T-ICUから商号変更）
2022年 6月	(株)パソナテック代表取締役社長（現任）
2022年 6月	(株)スマートスタイル取締役（現任）
2023年 4月	PGテクノリサーチ(株)取締役（現任）

■ 所有する当社の普通株式 0株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

株式会社パソナの代表取締役社長を務めるなど、豊富な経営経験と幅広い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行うなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。今後も当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、適切な意見・提言等が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

シェイマス・マツキュー (1968年6月27日生)
社外取締役候補者

取締役在任年数：11年*本総会終結時

重 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年 7月	K2パートナーリングソリューションズ 創設・代表取締役社長兼会長
2010年10月	テキーラ 創設、会長
2011年11月	株式会社パソナテキーラ共同創設、取締役（現任）（現サークレイス株式会社）
2014年	テキーラAnZ 創設
2016年	サピエントi7 創設
2017年 1月	ロボリクルーター 共同創設 McHugh Property Holdings会長（現任）
2018年	PS ai Labs 創設 テキーラオートメイション 創設
2019年12月	TQUILA LIMITED会長（現任）
2022年 5月	Dragonfly創設

■ 所有する当社の普通株式

0株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

TQUILA LIMITED の会長として、アイルランドにおけるグループ会社の経営指導を行うなど、豊富な経営経験に基づいた経営知識を有し、当社設立以来、当社取締役会において適宜発言を行うなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。今後も、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、適切な意見・提言等が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

庄司 哲也

(1954年2月28日生) 取締役在任年数：2年 *本総会終結時
社外取締役候補者
独立役員

重 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月	日本電信電話公社入社
1991年 1月	NTT Deutschland GmbH 副社長
1993年 8月	日本電信電話株式会社 信越支社労務部長
1999年 1月	日本電信電話株式会社 持株会社移行本部 担当部長
1999年 7月	東日本電信電話株式会社 企画部担当部長
2002年 7月	日本電信電話株式会社 第五部門担当部長
2005年 7月	西日本電信電話株式会社 人事部長
2006年 6月	西日本電信電話株式会社 取締役人事部長
2009年 6月	日本電信電話株式会社 取締役総務部門長 内部統制室長兼務
2012年 6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役副社長
2015年 6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長
2020年 6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 相談役（現任）
2020年12月	当社取締役（現任）
2021年 3月	サッポロホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2021年 6月	日立造船株式会社 社外取締役（現任） 三菱倉庫株式会社 社外取締役（現任）
2022年 2月	当社指名委員（現任）、当社報酬委員（現任）
2022年 3月	日本たばこ産業株式会社 社外取締役（現任）

■ 所有する当社の普通株式

0株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

クラウドやネットワーク、コミュニケーション分野のリーディングカンパニーにおける豊富な経営経験と幅広い知見を有し、取締役会において適宜発言を行うなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、指名委員会委員、報酬委員会委員を務め、経営の健全性を図る役割を担っております。今後も、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

松永 達也

(1963年1月22日生)
社外取締役候補者
独立役員

新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985 年 4月 協和広告株式会社入社
 1986 年 10月 ユニ・チャーム株式会社入社
 1996 年 1月 PwCコンサルティング株式会社
 2002 年 10月 IBMビジネス・コンサルティング・サービス株式会社 取締役
 2005 年 1月 日本アイ・ビー・エム株式会社 執行役員 人事担当
 2006 年 9月 日本アイ・ビー・エム株式会社 執行役員 グローバル・ビジネス・サービス（GBS）
 2010 年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 常務執行役員 金融第三事業部長
 2015 年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 常務執行役員 成長戦略、事業開発、
 バリュース・クリエーション担当
 2019 年 1月 TMA コンサルティング株式会社 代表取締役社長
 2020 年 7月 EYジャパン株式会社 チーフ・イノベーション・オフィサー、
 コンサルティング・パートナー（現任）

■ 所有する当社の普通株式

0 株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

グローバルなIT企業やコンサルティングファームにおける豊富な経営経験や新たなビジネスモデルの構築にかかわる知見を有し、かつ独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

（注）

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役中尾慎太郎、シェイマス・マッキュー、庄司哲也及び松永達也の4氏は、社外取締役であり、庄司哲也並びに松永達也の2氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者であります。
3. 当社は社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第24条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項損害賠償額を法令の定める限度額まで限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。また、新任候補者の松永達也氏が選任された場合においても、当社は同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を被保険者としております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。なお、候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の保険料は会社が全額負担しており、次回更新時には、同様の契約内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 当社取締役会のスキル・マトリックス

	企業経営・ 経営戦略	グローバル	IT・DX	財務・会計	人事・人材 開発	法務・コン プライアンス	ESG・サ ステナビリ ティ
佐藤 司	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 潤	○		○			○	○
中尾 慎太郎	○	○	○		○	○	○
シェイマス・ マツキュー	○	○	○	○			
庄司 哲也	○	○	○		○	○	○
松永 達也	○	○	○		○		

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

本議案は、法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役については、監査役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間といたします。また、この決議の効力は、選任後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとします。

尚、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

谷本 真一

(1963年4月27日生)

略歴（重要な兼職の状況）

1986年 4月	アーサーアンダーセン監査部（英和監査法人） 入社
1990年 8月	アーサーアンダーセン財務部（宇野紘一税理士事務所） 転籍
1992年 1月	モルガンスタンレー証券会社 入社
2001年 1月	谷本真一公認会計士事務所
2004年 1月	新日本アーンストアンドヤング税理士法人入社
2018年 4月	谷本真一公認会計士事務所（現任）
2018年11月	トライコー(株) 監査役（現任）

（補欠監査役候補者とした理由）

谷本真一氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験に基づく、専門的知見や見識を有しており、これらの専門性および見識を活かし、社外の視点から質の高い監査が期待できると判断し、補欠監査役候補者としております。

（注）

1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は補欠の社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める全額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案

取締役に対する事後交付型株式報酬制度改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年1月20日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議されており、また、当該報酬額の枠外で、2022年6月23日開催の第10回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的成長を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。）に対して事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、本制度に基づき支給する報酬等の額を年額1億円以内（本制度に基づき交付する当社普通株式の総数を年10万株以内）とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、対象取締役の地位や役割に応じた本制度の柔軟な運用を可能にすること等を目的として、本制度の内容を一部改定することにつきご承認をお願いするものです。

なお、現在の対象取締役は7名（うち社外取締役4名）であり、第1号議案が原案のとおり承認されますと、取締役は6名（うち社外取締役4名）となります。

記

1. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、株式付与の基準となるユニットを付与し、ユニット付与後一定期間を経過した後、一定の条件を満たすことを条件として、あらかじめ定めた数又はあらかじめ定めた算定方法により算定された数の当社普通株式を交付する株式報酬制度であり、一定期間の継続勤務のみを条件として業績条件を付さないリストラクテッド・ストック・ユニット（以下「RSU」といいます。）と、業績条件が付されるパフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」といいます。）からなります。

(1) RSU

原則として当社の任意の報酬委員会で定める一定のベスティング期間（概ね1年間から3年間までの間で当社の任意の報酬委員会の決議によって定める期間とし、以下「勤務期間」といいます。）継続して当社取締役又は当社の任意の報酬委員会の決議によって定める一定の地位を有すること等を条件として、下記「3.交付株式数及び金銭報酬債権額の算定方法」に記載の数の当社普通株式を勤務期間満了後に交付する制度です。

なお、当社が任意の機関として設置している報酬委員会は、委員の半数以上を当社の独立社外取締役とするもので、当社取締役会より当社取締役の個人別の報酬等の内容を決定する権限を委任されております。

(2)PSU

当社の任意の報酬委員会で定める一定の業績評価期間（原則としてユニット付与日が含まれる事業年度から連続する3事業年度の満了日までとし、以下「評価期間」といいます。）における業績目標の達成度に応じて算定される数の当社普通株式を評価期間終了後に交付する制度です。また、本制度に基づく当社普通株式の交付は、原則としてユニット付与日から評価期間の終了時まで継続して当社取締役又は当社の取締役会の決議によって定める一定の地位を有すること等を条件とします。

2. 株式の交付方法

本制度に基づく当社普通株式の交付は新株式の発行又は自己株式の処分により行われ、発行又は処分に当たっては、当社から対象取締役に各対象取締役の払込金額に相当する金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当社に当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付する方法により、当社普通株式の発行又は処分を行うものとします。

なお、当該払込金額は、発行又は処分に係る当社取締役会の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

3. 交付株式数及び金銭報酬債権額の算定方法

(1) RSU

当社は、以下の計算式に基づき、各対象取締役に付与するユニット数を算定し、1ユニットにつき1株（ユニット付与後当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合等を行う場合には合理的に調整します。）の割合で株式を交付します。

付与ユニット数 = 基準金額（※1）÷ 付与時株価（※2）

計算の結果生じる100 ユニット未満の端数は、100 ユニット単位に切り上げます。

※1 基準金額は、各対象取締役の職責の大きさに応じて、当社任意の報酬委員会において対象取締役ごとに決定されます。

※2 付与時株価は、付与年における定時株主総会開催日の前日を起算日とする前1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均額など客観的かつ合理的な株価を採用します。

(2) PSU

当社は、上記(1)と同様の計算式に基づき、各対象取締役に付与するユニット数を算定し、これに業績目標（※3）の達成度に応じた業績係数（※4）を乗じてユニット数を確定させた上で、1ユニットにつき1株（ユニット付与後当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合等を行う場合には合理的に調整します。）の割合で株式を交付します。

※3 業績目標は、当社の経営方針・経営計画等を踏まえて、ユニット付与時に任意の報酬委員会において決定します。

※4 業績係数は、業績目標の達成度に応じて定められる権利確定させるユニットの割合であり、0%から100%まで変動するものとし、その具体的な内容はユニット付与時に任意の報酬委員会において決定します。

4. 金銭報酬債権額及び交付株式数の上限

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の額は、上記目的を踏まえて相当と考えられる金額として、RSU及びPSUの合計で年額1億円以内（うち社外取締役は年額2000万円以内）とし、対象取締役に対して交付される当社普通株式の総数は、年10万株以内（うち社外取締役は年2万株以内）といたします。ただし、本議案が承認された日以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合が行う場合にはその比率に応じて調整します。ただし、社外取締役に対しては、その役割に鑑み、RSUのみを付与することとします。なお、交付する株式の数の算定にあたっては、社外取締役も含め、基本報酬の額を基準とし期待される役割等を勘案するものとします。

5. 交付要件

本制度においては、勤務期間又は評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合には、各対象

取締役に対して当社普通株式の交付を行います。

- ① 勤務期間又は評価期間中に対象取締役が継続して当社取締役又は当社の任意の報酬委員会の決議によって定める一定の地位にあったこと
- ② 当社の任意の報酬委員会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社の任意の報酬委員会が定める要件

なお、ユニット付与後株式の交付前に①対象取締役が、死亡その他任意の報酬委員会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の任意の報酬委員会で定める地位を退任又は退職した場合及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、並びに当社の任意の報酬委員会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の任意の報酬委員会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社の任意の報酬委員会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

6. クローバック

本制度に基づく当社普通株式の交付等を行った後、対象取締役が上記「5.交付要件」の②又は③に基づき任意の報酬委員会で定める事由に違反したことが判明したときは、当社の任意の報酬委員会の決議により、交付済みの当社普通株式の返還又はそれに代わる金銭の支払いを請求することができるものとします。

7. 株式保有ガイドライン

RSU及びPSUに基づき交付された当社普通株式に譲渡制限は付しませんが、対象取締役は、当社取締役会の決議により別途定める株式保有ガイドラインを遵守するものとします。

本議案に基づく本制度の改定は、対象取締役全体に係る交付株式数及び金銭報酬債権額の上限には変更がなく、また、当社の企業価値の持続的成長を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるという本制度の目的に沿うものです。

なお、当社では、これまで取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりませんが、本議案が承認可決されたことを条件として、以下に記載する内容にて定める予定であり、本議案は当該制定後の同方針に沿って取締役の個人別の報酬等を定めるために必要かつ合理的な制度を定めるものとなっております。

以上の事情を踏まえ、本議案の内容は相当であると判断しております。

ちなみに、本議案が承認された場合の、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下の通りです。

(1) 当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で決定する。

(2) 取締役の報酬は、固定報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬および長期インセンティブとしての株式報酬によって構成する。ただし、社外取締役の報酬は、業務執行を行わず、当社の中長期的な企業価値向上の観点から経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮して、固定報酬と株式報酬で構成する。

なお、固定報酬、業績連動報酬および株式報酬の比率は特段定めていない。

① 固定報酬

各取締役の担当領域の規模・責任や経営への貢献の大きさを勘案して設定する。

② 業績連動報酬

企業価値向上及び株主共同の利益を確保する目的で、業務執行取締役については固定報酬に加えて前期の業績目標の達成度に応じて業績連動報酬を追加する。

③ 株式報酬

株式報酬はRSUおよびPSUとし、各取締役の職責の大きさに応じて任意の報酬委員会が決定した基準金額等にもとづき、個人別に付与するユニット数を決定する。なお、社外取締役に対する株式報酬については、その職責に鑑みRSUのみとする。また、RSU及びPSUに基づき交付された普通株式に譲渡制限を付さないものの、交付を受けた取締役は取締役会の決議により別途定める株式保有ガイドラインを遵守するものとする。

以 上

1 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があったものの、一時的な沈静化の動きもあり、緩やかではありますが持ち直しの動きが見られました。一方で、急激な為替変動、ウクライナ情勢等に起因したエネルギーや原材料の価格高騰などによる物価上昇等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況です。

このような経済環境下ではありましたが、当社の属する国内パブリッククラウドサービス市場では、多くのユーザー企業がクラウドの導入／利用促進から高度活用へとシフトしています。この高度活用を進めていくうえで、新しいツールの導入、新しい技術スキルの習得など企業には多様な取り組みが求められており、取り組みの中での課題も多く見られます。しかし、課題に手を付けなかったり、検討に長い時間をかけるのではなく、可能なことから実行に移す企業が増加しているのが現状です。このことが、国内パブリッククラウドサービス市場の成長を促進しています。この市場での2021年から2026年の年間平均成長率は20%超と見込まれており、2026年には4兆円超の市場となる予測がでており、依然として大きな市場であることに変わりありません。(出所：IDC Japan「国内パブリッククラウドサービス市場予測を発表」、2022/9月)

このパブリッククラウドサービス市場において、当社が主力としているSalesforceプラットフォームを展開している米国Salesforce.comは、2023年3月1日に2022年度の通期業績を発表しました。売上高313億ドル（前期比18.3%増）、営業利益10億3000万ドル（前期比88.0%増）、税引前利益6億6000万ドル（前期比56.9%減）、純利益2億800万ドル（前期比85.6%減）という結果であり、過去10年で売上高成長率は20%をはじめて割りましたが、依然高い伸び率は継続しており、まだまだ成長が見込まれます。

このように市場が拡大する中で日本企業のDXに対する取り組みは、依然として活発であり、DX関連市場において、クラウド活用推進によるコンサルティング、システム開発、保守関連の需要は今後も拡大すると予測されます。

上記のような市場の中、2023年3月期における当社の売上高は、エデュケーションを除いたすべてのサービスにおいて、前年を上回る結果になりました。

コンサルティングサービスは、前年比9.2%増という結果になりました。Salesforce Consultingが8.7%増と堅調な伸びを示したのに加え、Anaplan Consultingも13.8%増という増収を達成することができました。Salesforce Consultingにおいては、引き続き福岡営業所が好調であり、増収に大きく寄与しました。また、Anaplan Consultingにおいては、既存顧客である大企業からの安定した受注があり、増収を達成することができました。エンジニア不足という課題はありますが、この分野においては、今後も着実に業績を伸ばすことができるものと思われます。

プラットフォームサービスは、前年比15.2%増という結果になりました。カスタマーサクセスが15.4%増、DXが41.9%増となる一方、エデュケーションが2.0%減という結果になりました。カスタマーサクセスにおいては、Onsite Serviceは堅調な中、Hybrid Serviceが着実に業績を伸ばすことができました。今後も「Circlace®」を利用してノウハウを蓄積し、サービスの向上に努めてまいります。DXにおいては、「AGAVE」の売上が好調に推移しました。提携しております大手2社経由の売上が好調であり、当社独自の売上也着実に伸びてきております。「Circlace®」は、まだまだ売上規模は小さいですが、今後も拡販に努めてまいります。エデュケーションにおいては、微減ではありますが、安定した売上高をあげており、当社社員の教育にも貢献することができております。

一方で、2022年4月12日に東京証券取引所グロース市場に上場したことによる広告宣伝費の増加、租税公課の増加、本社移転関連費用の発生、人材採用にかかる社員募集費の増加などにより、販売費及び一般管理費が前年比9.1%増加しております。また、一部システム開発プロジェクトにおける納期遅延により、取引先に対して遅延損害金の支払いが生じ、損害賠償金を特別損失として計上しております。

人員においては、引き続き、エンジニアの採用は難航しておりますが、カスタマーサクセスにおける採用は順調であり、従業員数は期末時点で28名増加となりました。

以上の推移により、当事業年度の業績は、売上高2,527百万円（前期2,266百万円、対前期比11.5%増）、経常利益82百万円（前期139百万円、対前期比40.7%減）、当期純利益11百万円（前期175百万円、対前期比93.7%減）となりました。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

2022年4月12日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資およびオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額571百万円の資金調達を行いました。

(2) 設備投資

本社移転に伴う事務所設備の設置を実施しております。設備投資の総額は61,261千円であり、その主なものは、間仕切り工事11,370千円、音響配信設備機器4,998千円、天井内補強工事4,854千円、ネットワーク構築3,270千円であります。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(財産及び損益の状況)

区 分		第8期	第9期	第10期	第11期 当事業年度
売上高	(千円)	1,756,429	1,813,213	2,266,281	2,527,139
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△92,670	△63,183	175,570	11,029
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△28.62	△18.86	52.41	2.63
純資産	(千円)	105,916	44,910	219,864	806,421

※ 2020年6月26日付で株式1株につき5,000株の分割を行っております。また、2022年2月4日付で株式2株を1株に株式併合しております。第8期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算出しております。

1-4. 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は下記のとおりです。

① 優秀な人材の確保

当社が所属するクラウド業界は、エンジニアの人材不足が深刻化しております。当社の事業は、特にエンジニアの技術によるところが大きく、今後も伸びていくであろうクラウド業界において当社が成長していくためには、優秀なエンジニアを安定的に確保していくこと及び社内においても適材適所でエンジニアを活用することが課題であると認識しております。

IT人材不足を解消するため、当社では多くの非IT人材を採用し、短期間で高度IT人材へと育成する独自の人材育成モデルを構築済みであります。このモデルでは、最短2ヵ月でカスタマーサクセス・コンサルタントとして業務に従事できます。従事した後もさまざまなキャリアパスで活躍しています。今後は、同モデルを活用し、新卒を含めたIT未経験者採用を加速するとともに、お客さまのIT人材育成事業の立ち上げを検討してまいります。

また、当社では、リモートワークの導入・在宅勤務手当の支給など、ダイバーシティ（働き方の多様性）に対応した施策を推進し、社員のライフ・ワーク・バランスの実現を積極的に図ることにより、優秀な人材の確保に努めてまいります。同時に、社員の能力向上のための研修、「Salesforce」認定資格取得のための研修料・試験料負担や人事評価制度の改善・運用など、社員の能力を最大限発揮できるような仕組みを確立してまいります。

② 事業ポートフォリオの拡大

当社の事業は、従来より「Salesforce」に特化し、継続して成長しているSalesforce市場とともに成長してまいりましたが、中長期的に見て、「Salesforce」以外のサービスの比率を高めることが必要と考えております。

そのため、「AGAVE」・「Circlace®」・「Prigister One」といった自社開発のSaaS事業、「Anaplan」に関連するサービス事業にも注力し、多角的に業務を進めてまいります。

③ 「Circlace®」の強化

当社が展開する統合型デジタルコミュニケーション・プラットフォーム「Circlace®」においては、既に当社サービス提供における重要な基盤であると考えており、中長期的にみて、当社の事業の柱になるべく注力してまいります。当面は、地方公共団体、BPO事業者、人材派遣業事業会社、土業にターゲットを絞りプロモーションを実施し、その後あらゆる事業者に向けて事業を展開してまいります。

また、当社の事業すべてにおいて「Circlace®」を利用した展開を実施し、DXを推進してまいります。

④ 地域事業の拡大

福岡県で行ってきた「中小企業向けSalesforce初期導入並びに活用支援サービス」が、2021年3月期に他県でも展開できるほどサービス内容が標準化でき、遠隔での対応が可能となり、今後、全国に向けたサービス展開を図ってまいります。

当社が安定して成長していく上で、現在主力である関東及び九州の地域だけでなく、全国に市場を拡大していくことは欠かせない事業であると考えております。

1-5. 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社は、デジタルプラットフォーム事業の単独セグメントとして、以下のサービスを展開しております。

サービス名	サービス内容
コンサルティングサービス	
Salesforce Consulting	「Salesforce」の導入支援、コンサルティング及び開発・連携
Anaplan Consulting	「Anaplan」のパターンオーダーの導入支援
プラットフォームサービス	
カスタマーサクセス	「Salesforce」「Anaplan」などの運用・保守・定着化を支援
DX	当社製品「AGAVE」・「Circlace®」・「Prigister One」の販売
エデュケーション	株式会社セールスフォース・ジャパン認定の管理者／開発者に向けた豊富なトレーニングメニューの提供

1-6. 主要な営業所並びに使用人の状況（2023年3月31日現在）

（1）主要な営業所

本店： 東京都中央区京橋 1－1 1－1 関電不動産八重洲ビル 4階
 福岡営業所： 福岡市中央区舞鶴 3－2－1 DS福岡ビル 5階

（2）使用人の状況

区分	従業員数（前期末比）	平均年齢	平均勤続年数
合計	261名（28名増）	39.5歳	3年7カ月

1-7. 主要な借入先及び借入額（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	127,610

2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 普通株式 13,400,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 4,226,250株
- ③ 当事業年度末の株主数 1,622名
- ④ 発行済株式の上位10名の状況

株 主 名	持株数	持株比率
	普通株式	
株式会社パソナグループ	1,440,000株	34.072%
TQUILA LIMITED	1,390,000株	32.889%
佐藤 司	125,000株	2.957%
マネックス証券株式会社	95,421株	2.257%
佐藤 潤	75,000株	1.774%
日本証券金融株式会社	70,700株	1.672%
劔持 和宏	42,500株	1.005%
松井 武	40,100株	0.948%
岩浅 均	30,600株	0.724%
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	29,700株	0.702%

3 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
新株予約権の数	46,000個	43,000個	25,500個
保有人数			
当社取締役（社外役員を除く）	2名	2名	
当社社外取締役（社外役員に限る）			2名
当社監査役	2名		3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 23,000株	普通株式 21,500株	普通株式 12,750株
新株予約権の発行価額	—	44円	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	322円	322円	322円
新株予約権の行使期間	2022年8月1日～ 2030年6月26日	2024年8月1日～ 2030年6月26日	2023年4月1日～ 2031年2月1日
新株予約権の主な行使条件	付与日（2020年7月31日）から権利確定日（2022年7月31日）まで継続して勤務していること	付与日（2020年7月31日）から権利確定日（2024年7月31日）まで継続して勤務していること	付与日（2021年3月31日）から権利確定日（2023年3月31日）まで継続して勤務していること

名称	第5回新株予約権	第7回新株予約権
新株予約権の数	50,000個	36,000個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役（社外役員に限る） 当社監査役	1名	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 25,000株	普通株式 18,000株
新株予約権の発行価額	—	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	322円	322円
新株予約権の行使期間	2023年4月1日～ 2031年2月1日	2023年4月1日～ 2031年2月1日
新株予約権の主な行使条件	付与日（2021年3月31日）から権利確定日（2023年3月31日）まで継続して勤務していること	付与日（2021年3月31日）から権利確定日（2023年3月31日）まで継続して勤務していること

※2022年2月4日付で株式2株を1株に株式併合しております。

4 会社役員に関する事項

4-1 役員の状況

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐 藤 司	取締役会長 指名委員 報酬委員	トライコー株式会社 代表取締役
佐 藤 潤	代表取締役社長 指名委員	
中 尾 慎 太 郎	取締役	株式会社パソナ 代表取締役社長 株式会社パソナグループ 常務執行役員 パソナ・パナソニックビジネスサービス株式会社 取締役 株式会社パソナマスタース 取締役 株式会社HIPUS 社外取締役 一般社団法人日本人材派遣協会 理事 株式会社パソナJOBHUB 取締役 株式会社パソナHS 取締役 株式会社パソナナレッジパートナー 取締役 株式会社パソナ知財信託 取締役 株式会社パソナテック 代表取締役社長 株式会社Vitaars 取締役 株式会社スマートスタイル 取締役 P Gテクノロジー株式会社 取締役
シェイマス・マッキュー	取締役	TQUILA LIMITED 会長 McHugh Property Holdings 会長
工 藤 正 通	取締役	NES株式会社 取締役
ポ ー ル 与 那 嶺	取締役 指名委員 報酬委員	Central Pacific Financial Corp. 会長兼CEO Central Pacific Bank 取締役会長 株式会社三井住友銀行 取締役 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役
庄 司 哲 也	取締役 指名委員 報酬委員	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 相談役
林 史 彦	監査役	
名 取 勝 也	監査役	名取法律事務所長 グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員 株式会社リクルートホールディングス 監査役 東京製綱株式会社 取締役 日野自動車株式会社 監査役

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
福 田 あ ず さ	監査役	ベルフェイス株式会社 監査役 株式会社東京ユナイテッドSPCマネジメント 代表取締役 株式会社東京ユナイテッド 取締役 株式会社東京ユナイテッドグループ 代表取締役

- 取締役中尾慎太郎、シェイマス・マッキュー、ポール与那嶺及び庄司哲也の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、ポール与那嶺及び庄司哲也の2氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
- 監査役名取勝也及び福田あずさの2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
- 社外監査役福田あずさ氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項損害賠償額を法令の定める限度額まで限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
- 当社は取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになります。

4-2 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	67,412 (12,000)	67,412 (12,000)	—	—	—	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15,350 (6,600)	15,350 (6,600)	—	—	—	3 (2)

- 2022年1月20日開催の株主総会の決議による取締役の報酬は年額100,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役4名）であります。
- 2022年1月20日開催の株主総会の決議による監査役の報酬は年額30,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。

4-3 社外役員の主な活動状況について

区 分	氏 名	取締役会 (出席回数／開催回数)	監査役会 (出席回数／開催回数)	主な活動状況
取締役	中 尾 慎 太 郎	13回／14回	—	社外取締役である中尾慎太郎氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、株式会社パソナの代表取締役社長を務めるなどの豊富な経営経験に基づいた経営知識を有することから、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。
取締役	シェイマス・マッキュー	13回／14回	—	社外取締役であるシェイマス・マッキュー氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、TQUILA LIMITEDの会長として、アイルランドにおけるグループ会社の経営指導を行うなどの豊富な経営経験に基づいた経営知識を有することから、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。
取締役	ポール与那嶺	14回／14回	—	社外取締役であるポール与那嶺氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、大手IT事業会社やコンサルティング会社における豊富な経営経験とグローバルな視点を有することから、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、指名委員会委員、報酬委員会委員を務め、経営の健全性を図る役割を担っております。
取締役	庄 司 哲 也	14回／14回	—	社外取締役である庄司哲也氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、クラウドやネットワーク、コミュニケーション分野のリーディングカンパニーにおける豊富な経営経験と幅広い知見を有することから、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、指名委員会委員、報酬委員会委員を務め、経営の健全性を図る役割を担っております。

区 分	氏 名	取締役会 (出席回数／開催回数)	監査役会 (出席回数／開催回数)	主な活動状況
監査役	名 取 勝 也	13回／14回	14回／14回	社外監査役である名取勝也氏には、弁護士として法務に携わっているほか、他社の取締役も務めており、企業経営及び法律分野における豊富な経験、知識と高い見識を有しているため、取締役会において、法的リスクの対応や企業経営に関し、適正性を確保するため、専門の見地から適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役	福 田 あ ず さ	14回／14回	14回／14回	社外監査役である福田あずさ氏には、弁護士・公認会計士・税理士として法務・会計・税務に携わっており、会計分野及び法律分野における豊富な経験、知識と高い見識を有しているため、取締役会において、法的リスクの対応や企業経営に関し、適正性を確保するため、専門の見地から適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5 会計監査人に関する事項

5-1 名称

P w Cあらた有限責任監査法人

5-2 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

	支払額
報酬等の額	29,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画に基づく監査見積り時間、報酬単価を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5-3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出致します。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任致します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

5-4 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する決議等の内容および当該体制の運用状況

6-1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

当社は会社法および会社法施行規則にもとづき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 法令、定款および社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役および使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ・ 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止および早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - ・ 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、公正普遍的な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
 - ・ 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款および当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を社長に報告する。
 - ・ 反社会勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録に記録し、保存する。取締役および監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - ・ また、データ化された機密情報については、「情報セキュリティ基本規程」および「個人情報保護規程」に従い、適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、法務総務部が主管部署となり、各事業部門との情報共有および定期的な会合等を行い、リスクの早期発見・未然防止に務める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役が統括責任者として、全社的な対策を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等を行う。毎月1回の定期取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ・ 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」および「業務分掌規程」を制定し、取締役および使用人の職務執行について責任の範囲内および執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役および使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- ・ 取締役および監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンスおよびリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。

- ・ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録ならびに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めることができる。
 - ・ 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ・ 監査役は内部通報窓口である人事部長、法務総務部長、内部監査室長および顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。
- (7) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。
- (8) 監査役 of 職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役 of 職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役 of 職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) その他の監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人および外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 - ・ 監査役は、会計監査人および内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

(11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

- ・ 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対応管理規程」に定め、全ての取締役および監査役並びに使用人に周知徹底する。
- ・ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

6-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会は、原則として月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

また、プログレス会議は、月2回、取締役会から委託を受けた事項およびその他経営の諸問題に関して、審議および決議を行っております。

(2) コンプライアンス・リスク管理に関する取組

コンプライアンス推進委員会は、プログレス会議メンバーにより構成されており、関連する規程類の整備、コンプライアンスマニュアルの推進を行い、コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しております。当事業年度においては、全社員を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。また、内部監査室では、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施しております。

(3) 監査役の監査体制

当社は監査役会設置のもと、会計監査人、内部監査室と連携し監査を実施しております。

当年度における監査方針および監査スケジュールを監査役全員で協議の上、立案・決定し、取締役会へ報告しております。監査スケジュールに基づき、被監査部門に対して事前に監査項目、監査日程等の通知を行います。

取締役会やプログ्रेस会議等の重要会議の議事録、稟議書等の書類の検査を行うとともに、関係者のヒアリング等の方法により監査を実施しております。毎月開催される取締役会へは監査役全員が出席し、必要に応じて意見を述べる他、その他重要な会議には常勤監査役が出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。

期末監査終了後、会計監査人と意見交換を行い、監査報告書を作成、その後、社長に提出しております。また、定時株主総会に出席して監査報告を行います。また、内部監査室、会計監査人と緊密な連携を保つため、四半期に一度、三様監査協議会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第454条第5項に定める事項につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとしております。

当配当の基準日につきましては、毎年9月30日としており、剰余金の配当ができると定めております。

当社は、株主に対する利益還元が経営の重要課題であると認識しておりますが、当社は事業拡大過程にあり、将来の事業拡大に向けた投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、創業以来配当を実施しておりません。

今後におきましては、事業基盤の状況や内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案し、配当実施を検討してまいります。現時点において配当実施可能性及びその実施時期等については未定であります。

計算書類

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	984,538	流動負債	267,845
現金及び預金	675,346	買掛金	24,885
売掛金	244,037	1年内返済予定の長期借入金	56,520
前払費用	64,284	未払金	38,677
その他	870	未払費用	22,450
		未払法人税等	16,772
		未払消費税等	33,179
		契約負債	62,864
		その他	12,497
固定資産	160,818	固定負債	71,090
有形固定資産	61,818	長期借入金	71,090
建物附属設備	51,747		
建物附属設備減価償却累計額	△2,795	負債合計	338,935
工具、器具及び備品	22,625	純資産の部	
工具、器具及び備品減価償却累計額	△9,759	株主資本	805,079
無形固定資産	12,772	資本金	387,873
ソフトウェア仮勘定	12,772	資本剰余金	435,873
投資その他の資産	86,228	資本準備金	411,873
敷金及び保証金	49,662	その他資本剰余金	24,000
長期前払費用	4,653	利益剰余金	△18,667
繰延税金資産	31,912	その他利益剰余金	△18,667
		繰越利益剰余金	△18,667
資産合計	1,145,357	新株予約権	1,342
		純資産合計	806,421
		負債及び純資産合計	1,145,357

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高	2,527,139	
売上原価	1,271,760	
売上総利益	1,255,378	
販売費及び一般管理費	1,167,923	
営業利益	87,455	
営業外収益		
受取利息	6	
保険配当金	1,066	
雑収入	3	1,077
営業外費用		
支払利息	522	
株式公開費用	4,995	
雑損失	142	5,659
経常利益	82,872	
特別利益		
新株予約権戻入益	220	220
特別損失		
固定資産除売却損	3,723	
損害賠償金	25,240	28,963
税引前当期純利益	54,129	
法人税、住民税及び事業税	758	
法人税等調整額	42,341	43,100
当期純利益	11,029	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日
至 2023年3月31日

(単位 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	124,000	24,000	148,000
当期変動額				
新株の発行	285,660	285,660		285,660
新株の発行（新株予約権の行使）	2,213	2,213		2,213
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	287,873	287,873	－	287,873
当期末残高	387,873	411,873	24,000	435,873

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△ 29,697	△ 29,697	218,302	1,562	219,864
当期変動額					
新株の発行			571,320		571,320
新株の発行（新株予約権の行使）			4,427		4,427
当期純利益	11,029	11,029	11,029		11,029
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△220	△220
当期変動額合計	11,029	11,029	586,776	△220	586,556
当期末残高	△18,667	△18,667	805,079	1,342	806,421

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

(1) 建物附属設備	3～15年
(2) 工具、器具及び備品	2～15年

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第30号2021年3月26日）を適用しております。

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社が展開するデジタルプラットフォーム事業は、大きく分けてコンサルティングサービス、プラットフォームサービスという2つのサービスを提供しております。コンサルティングサービスとして、「Salesforce」の導入・運用コンサルティングを手掛ける「Salesforce Consulting」、「Anaplan」の導入・運用コンサルティングを手掛ける「Anaplan Consulting」を展開しており、プラットフォームサービスとして、リカーリングビジネス

を中心に、「Salesforce」の運用支援・サポートを手掛ける「カスタマーサクセス」、「Circlace®」、「AGAVE」などの自社製品をSaaSとして販売する「D X」、Salesforce.com,inc.認定のSales Cloud/Service Cloud管理者・開発者、そしてそのサービスを利用するユーザーに向けた豊富なトレーニングメニューなどを展開する「エデュケーション」を主なサービスとして展開しております。

コンサルティングサービス及び「カスタマーサクセス」の一部は準委任契約に基づき、顧客との契約内容に応じたサービスの提供を行っております。当該履行義務は契約期間にわたり労働時間の経過に従って充足されるものと判断し、収益は当該履行義務が充足される期間において顧客との契約で定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

その他の各サービスにおける製品・サービスの提供については、顧客との間で締結した役務提供契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供することを履行義務として識別しております。契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスでは、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたり顧客との契約において約束された金額に基づき、収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

1. ソフトウェア仮勘定の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア仮勘定 12,772千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、ソフトウェア仮勘定について、将来の収益獲得が確実と認められる場合に無形固定資産に計上しております。

将来の収益獲得見込額を判断するに当たり用いた主要な仮定は、新規及び既存顧客への販売計画であり、既存サービスの販売実績等を考慮して算定しております。

主要な仮定である販売計画は、経営環境及びソフトウェア開発環境の変化による不確実性が存在し、当初想定した仮定のとおりに移行しない可能性があります。前提とした状況に変化が生じた場合、翌事業年度のソフトウェアの計上額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 31,912千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断するに当たり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、過去において重要な税務上の欠損金が発生していることから企業の分類は分類4に該当すると判断しております。当該判断結果に従い、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び翌期の一時差異等のスケジューリングに基づき回収見込額の算定を行っております。

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて行っておりますが、事業計画の基礎となる売上計画や人員計画等の仮定は、市場環境、主要顧客の契約継続率、新規契約の受注の成否、採用活動の成否等に影響を受けるため不確実性を伴います。事業環境及び会社業績へ重要な影響を与える事象が

ないという仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性の見積りを実施していますが、急激な事業環境の変化等が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性に影響を及ぼす可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当座貸越極度額及び貸出	100,000千円
コミットメント総額	
借入実行残高	－千円
差引額	100,000千円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債務	238千円
--------	-------

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	24,429千円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	1,066千円
営業外費用	137 //

2. 損害賠償金

取引先からの損失補填の求めに応じるために損害賠償金25,240千円を特別損失として計上しております。

Ⅵ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,226,250株
------	------------

2. 当事業年度末における新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数

普通株式	230,450株
------	----------

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	130,614千円
未払事業税等	4,903 //
フリーレント賃借料	4,546 //
未払事業所税	1,113 //
その他	1,295 //

繰延税金資産小計	142,472千円
----------	-----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△107,115 //
--------------------	-------------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,444 //
-----------------------	-----------

評価性引当額小計	△110,560千円
----------	------------

繰延税金資産合計	31,912千円
----------	----------

Ⅷ. 資産除去債務に関する注記

当社は、本社及び福岡営業所の不動産賃借契約に基づき、本社及び福岡営業所の退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りに当たり、使用見込期間は主要資産の耐用年数を採用しております。

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入等によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金（＊２）	18,984	15,446	△3,538
資産計	18,984	15,446	△3,538
長期借入金 (１年以内返済予定の長期借入金を含む)	(127,610)	(127,474)	△135
負債計	(127,610)	(127,474)	△135

- (＊１) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等については、短期で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。
- (＊２) 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。
- (＊３) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	－	15,446	－	15,446
資産計	－	15,446	－	15,446
長期借入金 （１年以内返済予定の長期借入金を含む）	－	127,474	－	127,474
負債計	－	127,474	－	127,474

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを当社の借入機関で借入を行ったならば想定される利率等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金（１年以内返済予定の長期借入金を含む）

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

X. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有) の割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社 の子会社	株式会社 パソナ	－	当社サービスの 販売	AGAVE・ Circlace 利用（注）	35,118	契約負債	32,898

（注）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

XI. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

		金額（千円）
コンサルティングサービス	Salesforce Consulting	1,367,792
	Anaplan Consulting	166,161
	コンサルティングサービス計	1,533,954
プラットフォームサービス	カスタマーサクセス	782,198
	D X	98,130
	エデュケーション	112,855
	プラットフォームサービス計	993,184
顧客との契約から生じる収益		2,527,139
その他の収益		－
外部顧客への売上高		2,527,139

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債残高

契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

	当事業年度残高 (千円)
契約負債 (期首残高)	52,326
契約負債 (期末残高)	62,864

顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。また、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、52,326千円であります。

当事業年度の契約負債の重要な変動は、前受金の受け取りによる増加154,930千円、収益認識による減少144,393千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初の予想期間が1年を超える重要な契約はないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

XII. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 190円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円63銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 2円53銭 |

ⅩⅡ. 重要な後発事象に関する注記

(ベトナム合併会社設立)

当社は、2023年4月13日開催の取締役会決議に基づき、株式会社ハイブリッドテクノロジーズ及び株式会社グロースリンクとの間で、ベトナム合併会社を2023年6月に設立することを視野に入れ、同日付で基本合意書を締結いたしました。

1. 合併会社設立の目的

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ及び株式会社グロースリンクとタッグを組むことにより、Salesforce製品群に関する豊富な知見と潤沢な専門人材の供給というシナジーを創出するとともに、100名以上のIT人材を擁する体制を構築し、大きな事業成長を目指してまいります。

2. 合併会社の概要

(1) 名称	Circlace HT Co., Ltd.
(2) 所在地	ベトナム社会主義共和国、ホーチミン市
(3) 代表者の役職・氏名	General Director 佐藤 潤
(4) 事業内容	ベトナムにおけるシステム開発・運用
(5) 資本金	40 万 USD
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	40 万 USD
(8) 総資産	40 万 USD
(9) 設立年月日	2023年6月1日（予定）
(10) 出資比率	当社：75% 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ：12.5% 株式会社グロースリンク:12.5%

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

サークレイス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 五代 英 紀
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 保 智 巳
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サークレイス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

サークレイス株式会社 監査役会

常勤監査役	林 史 彦
社外監査役	名 取 勝 也
社外監査役	福 田 あずさ

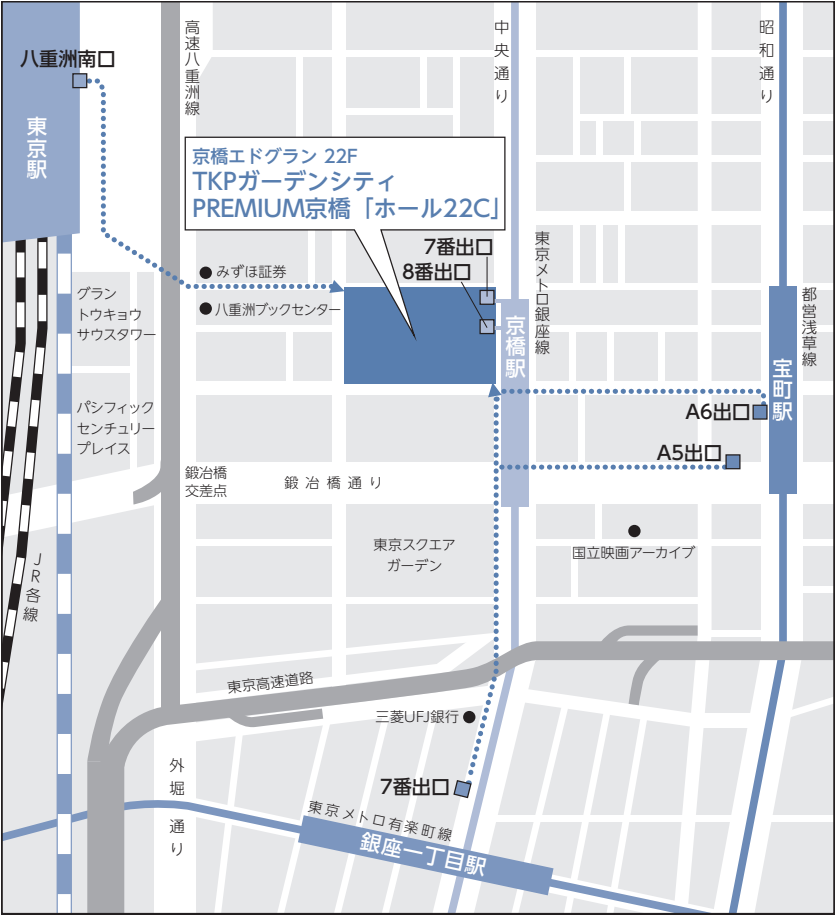
以 上

株主総会会場ご案内図



所在地

東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン 22F
TKPガーデンシティ
PREMIUM京橋「ホール22C」



※ 駐車場の用意はございません。お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



交通機関のご案内

東京メトロ銀座線京橋駅	7/8番出口より直結0分
都営浅草線宝町駅	A5/A6出口より徒歩約3分
JR各線、東京メトロ丸ノ内線東京駅	八重洲南口より徒歩約5分
東京メトロ有楽町線銀座一丁目駅	7番出口より徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。